平成２２年（フ）第２４２号
北海道小樽市新富町13番２号　岡田アパート201号室、前住所北海道小樽市新光３丁目４番６号　ｊｍｍｓ新光弐番館102号
債務者　宮崎　　孝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５６号
北海道小樽市新光３丁目13番６号、前住所北海道美唄市東４条北４丁目１番１―508号
債務者　西永　成義
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１号
北海道小樽市銭函１丁目32番６号　ＫＡＮＯｎ21　205号室、前住所北海道小樽市入船３丁目17番５号　入船アパート３号室
債務者　石川　光幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８４６号
宮城県塩竈市北浜１丁目13番33号　北浜マンション梵４Ｆ
債務者　草野　　一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６９号
宮城県名取市植松１丁目３番６号　コンフォールＵＥＭＡＴＳＵ　Ｉ　102、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町字上茨田28番地７
債務者　松本ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
秋田市下北手松崎字家ノ前209番地４
債務者　清水伊知子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３６号
秋田市茨島７丁目16番５号
債務者　森元　一子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
秋田市大住４丁目10番４―304号
債務者　佐藤　　香
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１号
秋田県由利本荘市万願寺字荒田目67番地
債務者　小松　　稲
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３８４号
福島市南矢野目字阿弥陀前25番地の１　ベルフォーレＮ　Ｂ―203
債務者　菅野　信幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７３３号
茨城県水戸市鯉淵町4944番地の９
債務者　南部　允教
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４４号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート１－４－１
債務者　海老根貴香
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６０号
茨城県ひたちなか市幸町９番地16
債務者　柏　　芳江
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７０号
茨城県ひたちなか市平磯遠原町27番地22
債務者　根本美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８２号
茨城県水戸市平須町1828番地の376
債務者　松澤　佳代
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８５号
茨城県水戸市酒門町4534番地の３、旧住所千葉県浦安市東野２丁目13番29―203号　マンションドリーム２
債務者　荒井　徳子（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８８号
茨城県ひたちなか市大字津田2014番地の45
債務者　小勝さち子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所